

# PwC Hotline

## Hot topics for Japanese Companies in the UK

8 March 2017

### 2017 年度英國税制改正案サマリー

英国政府は3月8日、2017年度予算において税制改正案を発表しました。法人税の観点からは、今回改正の内容は限定的ではありますが、英国をビジネスに魅力的な市場となるよう研究開発費用控除制度や株式売却時免税制度の変更、またBEPSでの議論を踏まえ租税回避策のための改正など以下のような項目が盛り込まれております。

個人所得税においては、一部社会保険料率の引き上げ、配当金非課税枠の縮小、現物支給における免税規定などの改正案が発表されています。特に政府は雇用主による住居供与、税優遇措置対象の経費における記録保持義務などの見直しを行い、所得税以外でも、英国外年金ファンドへの移行チャージの導入、一定規模のビジネスに対するデジタル形式での記録保持、報告の義務付けなど、幅広い分野での改正案となっています。

#### 事業税

**事業税(ビジネスレート)** - 2017年4月より、イングランドでビジネスレートの変更が実施されます。その結果としてビジネスレートが引き上げられる企業を支援するため、次の3つの措置が導入されます。

- 中小企業ビジネスレート控除が受けられなくなる企業の支援:引き上げ額の上限を、600ポンドから経過措置期間控除の上限のうち高い方に設定します。
- 課税評価額が10万ポンド未満のパブには、1000ポンドの特別ビジネスレート控除が認められます。
- イングランドの地方自治体に対し、地方裁量控除制度を支援するための資金が供与されます。

**研究開発費税額控除** - 研究開発費税額控除制度(RDEC)の手続が変更され、申請がより明確で簡素なものになります。

**終期石油ガス関連資産に対する課税** - 2017年度財政法案と共に、買主・売主間の税務ポジションを引き継ぐことを認める論拠に関する討議文書が公開されます。

**2017年度財政法案** - 秋の財政演説で発表され、2017年度財政法案に盛り込まれた通り、以下の法制が導入されます。

- 実質的株式持分免税制度 - 明確性と確実性を期して、法案が修正されました。
- 損金控除改革 - これらの規則案は、石油ガス会社と石油業請負業者等に関する規定を含める修正が加えられます。
- ハイブリッドその他のミスマッチ取引 - 前回の発表から変更はありません。
- 利子控除 - 法案に関するコメントを踏まえ、これらの規則は意図せぬ結果を招いたり不必要的なコンプライアンスの負担をかけたりしないように修正が加えられます。

#### 個人所得税

**クラス4社会保険料(NIC)** - クラス4NICの保険料率が2018年度、2019年度共に1%ずつ引き上げられ、2018年4月に10%、2019年4月に11%となります。

**配当金非課税枠** - 配当金の非課税枠が、2018年4月より縮小され2000ポンドとなります。

**非永住者(Non-Domiciles)** - 前回の発表内容が2017年4月6日から発効となります。つまり、過去20年のうち15年英國に居住していた非永住者個人は、税務上においては、英國永住者と看做されます。永住地として英國で出生した個人が、他国で永住地を得た場合でも、英國の居住期間中はどの税務上目的においても、英國永住者と看做されます。永住者と看做される前に英國非居住者信託を設けている非永住者について、優遇措置がとられます。

**英國居住用不動産** - 既に発表されている通り、2016年4月6日からは、所有権構造にかかるわら

ず、英国の全ての居住用不動産が、英国相続税(UK IHT)の対象となります。適用対象外となる、英国不動産所有がマイナーと判断される限度額が、個人の不動産持合計の1%から5%へと引き上げられました。

**ミックスファンド口座の廉潔化(Cleansing)** - 既に発表されている通り、改正により永住者とみなされることになる非永住者は英国外に持つミックスファンドを所得(income)、キャピタルゲイン(gain)、資本(capital)に分けることができるようになり、それによって英国への送金額に対する課税が明確になります。廉潔化は2007/08年度より前の混合資金についても、それ以後の年度のものについても適用できます。

**様々な報酬形態** - 政府は以下についてコンサルテーションを実施します。

- 現物給付に対する課税 - 免税措置と評価手法の見直し
- 住宅補助 - 社宅や食事つき宿舎の税務上の取り扱いの見直し
- 従業員経費 - 従業員経費の所得税控除の使い方をより良く理解するための情報照会

**肖像権** - HMRCは、従業員へ肖像権料を支払う雇用者(フットボールクラブなど)向けのガイドラインを発表します。

#### 租税回避と脱税に関する規定

**商品(Trading stock)への振替の税務上の取り扱い** - 振替によって生じたキャピタルロスを事業損失に転換することが、2017年3月8日からできなくなります。

**適格認定海外年金制度(QROPS)** - QROPSへの資金移動に対し、25%課税が導入されます。

**VAT: 国際ローミング料金** - 英国居住者によるEU域外での携帯電話使用に対して英国VATの

適用がされるようVATルールを変更し、EU域内使用の現行の取り扱いとの整合性が図られます。

**租税回避スキームのイネイプラー** - 後にHMRCに見破られた悪質な租税回避工作を納税者が使用するよう計らった者に対して、新たに罰金制度が導入されます。

#### その他

**税務のデジタル化** - 売上がVAT登録対象額を下回る非法人企業、および家主については開始が1年延期され、2019年4月からとなります。売上がVAT登録対象額を上回る非法人企業および家主は、2018年4月以降は適切なソフトウェアを使用し、デジタルフォーマットでの記録保持、四半期報告書の提出が義務付けられます。

#### 法人税関連:

高木 陽一 (020 7804 9434)  
yoichi.takagi@pwc.com

小林孝平 (020 7213 4551)  
kobayashi.kohei@pwc.com

塩田 英樹 (020 7213 3697)  
hideki.shiota@pwc.com

#### 個人所得税・雇用・人事関連:

福田 有紀子 (020 7804 9207)  
yukiko.fukuda@uk.pwc.com

プレスマント 彩 (020 7212 6059)  
aya.pressman@uk.pwc.com

PwC ジャパンーズビジネスネットワーク(JBN)  
[japan@uk.pwc.com](mailto:japan@uk.pwc.com)  
[www.pwc.co.uk/japan](http://www.pwc.co.uk/japan)

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2017 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers LLP (a limited liability partnership in the United Kingdom) which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.